○厚生労働省告示第三百九十二号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第九十四号）の施行に伴い、並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）第十九条第二項及び第二十五条の八第二項の規定に基づき、除染等業務特別教育規程の一部を改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

除染等業務特別教育及び特定線量下業務特別教育規程

第一条の見出しを「（除染等業務に係る特別の教育の実施）」に改める。

第二条の見出しを「（除染等業務に係る学科教育）」に改め、同条の表を次のように改める。

科目	範囲	時間
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等業務を行う者（除染則第二条第八項に規定する平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ同条第七項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務（以下単に「特定汚染土壌等取扱業務」という。）を行う者（以下「線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者」という。）を除く。）にあっては、次に掲げるもの	一時間
	電離放射線の種類及び性質　電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響　被ばく限度及び被ばく線量測定の方法　被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法	
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	電離放射線の種類及び性質　電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響　被ばく限度	
除染等作業の方法に関する知識	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
	除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「除去土壌の収集等に係る業務」という。）を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	除去土壌の収集等に係る業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
	汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「汚染廃棄物の収集等に係る業務」という。）を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者（線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者を除く。）にあっては、次に掲げるもの	一時間
	特定汚染土壌等取扱業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	特定汚染土壌等取扱業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	
	除去土壌の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	除去土壌の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	
	汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
	汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者にあっては、当該業務に係る作業に使用する機械等の名称及び用途	三十分
	関係法令	一時間
	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び除染則中の関係条項	

第三条の見出しを「（除染等業務に係る実技教育）」に改め、同条の表を次のように改める。

科目	範囲	時間
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間三十分
	土壌等の除染等の業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　外部放射線による線量当量率の監視　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	